35

精 考 察 神 科作業療法職 昭 和 四 の専門 0 车 の資格 分 化 化に 過 伴 程 3 0

職 の影響

61

田 純 子

柳

者の職務遂行) 学療法士法制定による資格化に伴う医療現場 する研究 本稿 0 0 É 的は、 環として、 の影響を考察することである。 精神科作業療法職 昭和四〇年の作業療法士及び の専門分化 (特に 過 程 従 VZ 関 理

点から次の三つに大別される。 され る。 る慢性病棟女子患者 法制定以前からの従事者、 先行研究において身分法制定以前に精神科領域で実施 た作業を取り入れ 入院生活の自立 0 例では 一性と作業 臺が (一二〇名) た療法に関する文献 昭  $\equiv$ 和二 それは 0 八年 の症例 現職作業療 取 n 0 組 を取 松沢 2 は、 0 病院 法士、 医師、 積 り上げ 極 執筆者の 性 KZ であ 7 の 二 お け

点から治療効果を捉えると、

作業治療導入半年後に患者

する際歴史を振り返る場合に見られる。

また

では、

現

職作業療法士

0

現状と

課題

を考

従来の作業治

記述 状態 に to 治 0 改善傾向 あ 療に従事 るが、 ĩ が見られたと述べ 彼らの職業意識までは言及され た看護職と作業指導 られ 員 7 0 61 職 る。 務 12 矢 てい 関 師 する とと

な

見られ、 点が少なかっ ば 会措置を法律の付帯決議として実現させた。 る作業療法士国家試験の受験資格付与のために特例講習 n ル 療法専任者 が て (現日本精神科看護技術協会) 新職 た。 セラピイ協会」 場が広がっ わかる。 次に 集団または小集団での作業実施に携 種 その活 導 看 入が また昭和 護 0 では、 集 たと考えられる。 たことが 者 動 急速に行わ のなか 12 は (現精神科作業療法協会) 和二八年に関東地区精神 患者の生活指導 が、 まず看護職の立場からの実 窺 で身分法 翌年 える。 れてい が設立されて以降実践報告 制定以 精神科 き、 方昭和三九年 B 遊 オキ 前 新旧従事者 び 0 わってい 治 従事 として設立さ 科看護 ユ 療 文献によれ ~ 著に対 1 0 践報告が 認話会 間 たこと 並 3 「生活 0  $\exists$ 接 ナ す

n

る

新たに導入された専門職としての立場が が生活療法のなかで形骸化 してい たとい 取られ う見解 てい B あ ŋ る。

は

識 観点から考察した。 れる職業意識を専門職意識 五〇年武蔵療養所勤務) 二三~五四年松沢病院勤務) の専門分化に対して鈴木氏が否定的だったのは専門職意 としての精神科看護職に焦点を当て、 の特徴の 本稿に先だって、 ひとつである倫理 その結果、 栁 田は身分法制定以 による各々の著作物記述に見ら 及び羽生りつ氏 (プロフェッショナリズム) 性 精神科領域の作業療法 (公共の利益の 鈴木ツヤ氏 前 から (昭 0 重 和二〇~ 従 視 (昭和 事者 0 が 職

関連しているのではないかと考えられた。

た。

る身分法制定の歴史的意味を捉えるうえで必要と考えら 場状況や職業意識を理 述べられることが多かったが、 資格化のねらい 従来、 作業療法士及び理学療法士法制定 に関して、 解することも 医師と作業療法士の立場 法制定以前 専門分化過 の経 の従事者 程 緯 KZ P から 国家 お 0 H 職

> 従事者 両者で職場の違 えで両者の考えの特徴を以下に抽出する。 が自己の職務をどう捉えて遂行していたかを理 校卒業後資格取得し昭和四四年に松沢病院に入職した。 所で生活療法を実践し、 四年制大学で教育学専攻後、 からの聴き取りを実施 いはあるが、 B 氏 法制定の前と後とで従事者 した。 (女性) 昭和三五年以降武蔵 回答者A氏 は作業 療法 解するう (男性) 土 養成 療養

たが、 業を充てることに努め、 業の指示イ 成果を重視していた。 え方とともに従来の方法と異なっていることに職場で直 第 第二に作業対象者に関して、 一に作業内容に関して、 作業を充てる際に患者の性格や状態を考慮し 方B氏は個人を対象としてそのニーズに合っ ; ] ル 作業療法の指示ではない 一方B氏は作業過程を重視し、 この考えが作業内容に対する考 A氏は本格的な作業 A氏は集団を対象とし と考 えて 12 た作 て ょ 作 3 61

た。

順天堂大学医学部医史学研究室

面した。

ぼし 本稿では、 た影響の一 身分法 端を考察するため、 制定が 医療現場 法制定以前と以後 の従事者の 職 に及